

住まいの支援策

(ひとり親家庭・社会的養護経験者等)

について

こども家庭庁支援局

こども政策分野における主な住まい支援策

1. 対象者

- ・ひとり親家庭
- ・社会的養護経験者等
(里親等への委託や、児童養護施設等への入所措置を受けていた者等)

2. 支援策

ひとり親	社会的養護対象者・経験者
ひとり親家庭住宅支援資金貸付事業(P8)	児童自立生活援助事業(P13)
母子父子寡婦福祉資金貸付金(P10)	社会的養護自立支援拠点事業(P15)
ひとり親家庭等生活向上事業(ひとり親家庭等の生活支援事業)(P11)	身元保証人確保対策事業(P16)
民間企業と協働した就業・定着までの一体的支援強化事業(P12)	児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業(P17)

ひとり親家庭の現状(令和3年度全国ひとり親世帯等調査)

	母子世帯	父子世帯	児童のいる世帯(参考)
1 世帯数	119.5万世帯 (123.2万世帯)	14.9万世帯 (18.7万世帯)	907.4万世帯
2 ひとり親世帯になった理由	離婚 79.5% (79.5%) 未婚 10.8% (8.7%) 死別 5.3% (8.0%)	離婚 69.7% (75.6%) 未婚 1.0% (0.5%) 死別 21.3% (19.0%)	—
3 就業状況	86.3% (81.8%)	88.1% (85.4%)	(女性) 80.9%
うち 正規の職員・従業員	48.8% (44.2%)	69.9% (68.2%)	(女性) 34.1%
うち 自営業	5.0% (3.4%)	14.8% (18.2%)	(注)
うち パート・アルバイト等	38.8% (43.8%)	4.9% (6.4%)	うち 非正規の職員・従業員 (女性) 36.7%
4 平均年間収入 [母又は父自身の収入]	272万円 (243万円)	518万円 (420万円)	—
5 平均年間就労収入 [母又は父自身の就労収入]	236万円 (200万円)	496万円 (398万円)	1世帯当たりの平均稼働所得 761万円
6 平均年間収入 [同居親族を含む世帯全員の収入]	373万円 (348万円)	606万円 (573万円)	1世帯当たりの平均所得 820万円

- (注) 会社・団体等の役員、自営業主、家族従業者、内職、その他、勤めか自営か不詳及び勤め先での呼称不詳の合計で10.1%となっている。
- ※令和3年度の調査結果は推計値であり、前回(平成28年度)の調査結果の構成割合との比較には留意が必要。
- ※()内の値は、前回(平成28年度)調査結果を表している。(平成28年度調査は熊本県を除いたものである)
- ※「平均年間収入」及び「平均年間就労収入」は、令和2年の1年間の収入。
- ※集計結果の構成割合については、原則として、「不詳」となる回答(無記入や誤記入等)がある場合は、分母となる総数に不詳数を含めて算出した値(比率)を表している。
- ※「母子(父子)世帯」は、父(又は母)のいない児童(満20歳未満のこどもであって、未婚のもの)がその母(又は父)によって養育されている世帯。
母子又は父子以外の同居者がいる世帯を含む。
- ※「児童のいる世帯(参考)」は、令和6年国民生活基礎調査の結果であり、「児童」は18歳未満の者をいう。
- ※「1世帯当たりの平均稼働所得」及び「1世帯当たりの平均所得」については、令和5年の1年間の所得。

母子世帯等の住居の状況

母子世帯等の住居の状況

(単位：世帯)

	総数	持ち家	借家等							不詳
			公営住宅	公社・公団住宅	社宅など	賃貸住宅	間借	同居	その他	
母子世帯	1,195,128 (100.0%)	410,548 (34.4%)	148,137 (12.4%)	24,661 (2.1%)	4,599 (0.4%)	438,578 (36.7%)	10,135 (0.8%)	138,702 (11.6%)	12,687 (1.1%)	7,080 (0.6%)
父子世帯	148,711 (100.0%)	98,088 (66.0%)	4,582 (3.1%)	1,825 (1.2%)	2,735 (1.8%)	26,210 (17.6%)	795 (0.5%)	11,989 (8.1%)	1,097 (0.7%)	1,391 (0.9%)

出典：厚生労働省「令和3年度全国ひとり親世帯等調査」
 ※全国ひとり親世帯等調査は抽出調査であるため、世帯数は推計値。

【参考】住宅の所有の関係別住宅数（割合）

(単位：千世帯)

総数 (a+b)	主世帯 (a) 1)	持ち家	借家総数				同居世帯 (b) 2)
			公営住宅	都市再生機構・公 社の借家	民営借家	給与住宅	
			56,071.4 (100.0%)	55,665.0 (99.3%)	33,875.5 (60.4%)	1,760.2 (3.1%)	

主世帯：1住宅に1世帯が住んでいる場合はその世帯を「主世帯」とし、1住宅に2世帯以上住んでいる場合はそのうちの主な世帯を「主世帯」とし、他の世帯を「同居世帯」とした。

- 1) 住宅の所有の関係「不詳」を含む。
- 2) 単身の世帯を含む

出典：総務省統計局「住宅・土地統計調査」（令和5年）より家庭福祉課作成

ひとり親家庭等の自立支援策の体系

- ひとり親家庭等に対する支援として、「子育て・生活支援策」、「就業支援策」、「養育費確保等支援策」、「経済的支援策」の4本柱により施策を推進。
- また、相談支援体制を強化し、当事者のニーズに応じた総合的な支援を実施。

子育て・生活支援

- ヘルパー派遣、保育所等の優先入所
- こどもの生活・学習支援事業、地域こどもの生活支援強化事業等によるこどもへの支援
- 母子生活支援施設等を活用した家庭・生活環境を整える支援、住居の借り上げ資金の貸付 など

就業支援

- 母子・父子自立支援プログラムの策定やハローワーク等との連携による就業支援の推進
- 就業相談から就業支援講習会、就業情報の提供等までの一貫した就業支援サービスの提供
- 能力開発等のための給付金の支給 など

養育費確保等支援

- 養育費・親子交流相談支援センター事業の推進
- 養育費・親子交流の相談対応・情報提供、親支援講座の実施
- 養育費の履行確保や親子交流の実施等に資する取組の推進 など

経済的支援

- 児童扶養手当の支給
- 母子父子寡婦福祉資金の貸付
就職のための技能習得や児童の修学など12種類の福祉資金を貸付 など

相談支援体制の強化

【相談体制の充実・相談員の専門性向上】

- 心理面でのアプローチも考慮した相談支援(心理担当職員の配置)
- 就業支援の専門性と体制を確保するための就業支援専門員の配置
- 伴走型の支援(同行・フォローアップ)の実施
- 相談関係職員の資質向上のための研修会の開催等の支援
- タブレット等を活用した相談対応ツール作成等支援
- 弁護士等による相談対応支援(相談員のバックアップ) など

母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針の全体像

1. 方針のねらい

母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)に基づき、特別措置法等の趣旨、母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の実態等を踏まえつつ、母子家庭等施策の展開の在り方について、国民一般に広く示すとともに、都道府県、市(特別区を含む。)及び福祉事務所を設置する町村において自立促進計画を策定する際の指針を示すこと等により、母子家庭等施策が総合的かつ計画的に展開され、個々の母子家庭等に対して効果的に機能することを目指すもの。

2. 方針の対象期間 令和7年度から令和11年度までの5年間

第1 母子家庭等及び寡婦の家庭生活及び職業生活の動向に関する事項

- 離婚件数の推移等
- 世帯数等の推移
 - 世帯数
 - 生別、死別の割合
 - 寡婦の数等
 - 児童扶養手当受給者数
- 年齢階級別状況等
- 住居の状況
 - 持ち家、賃貸住宅、公営住宅等の割合
- 就業状況
 - 正規の職員・従業員、パート・アルバイト等の割合
- 収入状況
 - 平均年間収入、平均年間就労収入
- 学歴の状況
- 相対的貧困率
- 養育費の受領状況
- 親子交流の実施状況
- こどもの状況等
 - こどもの数、就学状況
- その他
 - 公的制度の利用状況等
 - こどもについての悩み
 - 困っていること
 - 相談相手について
- まとめ

第2 母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のため講じようとする施策の基本となるべき事項

- 今後実施する母子家庭等及び寡婦施策の基本的な方向性
 - 国、都道府県及び市町村の役割分担と連携
 - 関係機関相互の協力
 - 相談機能の強化
 - 子育て・生活支援の強化
 - 就業支援の強化
 - 養育費の確保及び親子交流に関する取決めの促進
 - 福祉と雇用の連携
 - こどもの貧困の解消に向けた対策
- 実施する各施策の基本目標
 - 子育てや生活の支援策
 - 就業支援策
 - 養育費の確保及び親子交流に関する取決めの促進
 - 経済的支援策
 - その他(職員の人材確保・専門性向上、教育の支援)
- 母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のために講ずべき具体的な措置に関する事項
 - 国等が講ずべき措置
 - 都道府県、市町村等が講ずべき措置に対する支援
 - 就業の支援に関する施策の実施の状況の公表
 - 基本方針の評価と見直し
 - 関係者等からの意見聴取
 - その他(関係団体との連携等)

第3 都道府県等が策定する自立促進計画の指針となるべき基本的な事項

- 手続きについての指針
 - 自立促進計画の期間
 - 他の計画との関係
 - 自立促進計画策定前の手続
 - 調査・問題点等の把握
 - 基本目標
 - 合議制機関からの意見聴取
 - 関係者等からの意見聴取
 - 自立促進計画の評価と次期自立促進計画の策定
 - 評価
 - 施策評価結果の公表
 - 次の自立促進計画の策定
- 自立促進計画に盛り込むべき施策についての指針
 - 母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の家庭生活及び職業生活の動向に関する事項
 - 母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の生活の安定と向上のため講じようとする施策の基本となるべき事項
 - 福祉サービスの提供、職業能力の向上の支援その他母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の生活の安定と向上のために講ずべき具体的な措置に関する事項
 - 内閣総理大臣が提示した施策
 - 都道府県等及び市等独自の施策

－ 住居関係部分抜粋① －

第1…動向に関する事項 4 住居の状況

- (1) 母子世帯の持ち家率は、全体で34.4%（平成28年35.0%）、死別世帯が69.6%（平成28年58.8%）、生別世帯が32.6%（平成28年32.9%）となっており、両者に大きな違いが見られる。持ち家以外については、賃貸住宅36.7%（平成28年33.1%）、公営住宅12.4%（平成28年13.1%）、同居11.6%（平成28年13.2%）等となっている。
- (2) 父子世帯の持ち家率は、66.0%（平成28年68.1%）となっている。持ち家以外については、賃貸住宅17.6%（平成28年11.4%）、同居8.1%（平成28年10.4%）、公営住宅3.1%（平成28年7.4%）等となっている。
- (3) 寡婦の持ち家率は、56.3%（令和元年64.1%）となっている。持ち家以外については、賃貸住宅19.4%（令和元年15.9%）、公営住宅18.1%（令和元年14.2%）、同居2.5%（令和元年3.2%）等となっている。

第2…施策の基本となるべき事項 1…基本的な方向性 (1) 子育てや生活の支援策

母子家庭の母及び父子家庭の父が、安心して子育てと就業・就業のための訓練との両立ができるよう、保育所、子育て援助活動支援事業、子育て短期支援事業等の優先的利用等、保育サービスの提供、公営住宅への優先入居や、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）に規定する居住支援法人及び居住支援協議会（以下「居住支援協議会等」という。）が行う子育て世帯の入居を拒まない登録住宅等の情報提供等の推進、自立に向けて意欲的に取り組む児童扶養手当受給者に対する住宅の借り上げに必要となる資金の貸付けの推進、家庭生活支援員の派遣による家事援助や保育サービスを行う事業の推進、子育てに関する講習会等の開催や親同士の情報交換の場の提供等を行う事業の推進、子育てや生活の面での支援体制の整備の促進を図るとともに、地域の相互扶助による子育てや生活の面での支援を推進する。また、離婚調停中の家庭等も含め、離婚前後において、一定期間、母子生活支援施設等を活用し、離婚後の住まい及び就業の支援や、同居する親子関係の再構築を含めた家庭及び生活環境を整える支援を推進する。

－ 住居関係部分抜粋② －

第2 …施策の基本となるべき事項 3…具体的な措置に関する事項 (1) 国等が講ずべき措置

⑮母子家庭及び父子家庭に対する生活の場の整備

都市機構賃貸住宅について、母子家庭及び父子家庭に対する優先入居を推進する。また、民間賃貸住宅への母子家庭及び父子家庭の入居の円滑化を支援するため、家賃債務保証業者登録制度に関する情報提供を実施するとともに、居住支援協議会等が行う子育て世帯の入居を拒まない登録住宅等の情報提供等の取組を推進する。

第2 3 (2) 都道府県、市町村等が講ずべき措置に対する支援

② 子育て支援、生活の場の整備

工 公営住宅の積極的活用の推進（優先入居の推進等）等（実施主体：都道府県及び市町村）

(a) 特に居住の安定確保が必要な者として母子家庭及び父子家庭に対する公営住宅への優先入居を推進

(b) 民間賃貸住宅への母子家庭及び父子家庭の入居の円滑化を支援するため、居住支援協議会等が行う子育て世帯の入居を拒まない登録住宅等の情報提供等の取組を推進

力 母子父子寡婦福祉資金貸付金の住宅資金や転宅資金の貸付け及びひとり親家庭住宅支援資金の貸付けの実施（実施主体：都道府県等）

母子父子寡婦福祉資金貸付金のメニューである住宅資金や転宅資金の貸付け、ひとり親家庭住宅支援資金の貸付けを通じて母子家庭及び父子家庭への住宅支援を推進

＜母子家庭等対策総合支援事業費補助金＞ 令和8年度予算 203億円の内数（180億円の内数）

事業の目的

- 母子・父子自立支援プログラムの策定を受け、自立に向けて意欲的に取り組んでいる児童扶養手当受給者に対し、住居の借り上げに必要となる資金を貸し付けることにより、就労又はより稼働所得の高い就労などに繋げ、自立の促進を図ることを目的とする。

事業の概要

【対象者】

児童扶養手当受給者（同等の水準の者を含む。ただし、所得水準を超過した場合でも1年以内であれば対象とする。）であって、母子・父子自立支援プログラムの策定を受け、自立に向けて意欲的に取り組んでいる者

【貸付額等】

貸付額：原則12か月に限り、入居している住宅の家賃の実費（上限7万円）を貸付

償還期限：都道府県知事等が定める期間

利息：無利子

償還免除：1年以内に就職をし、就労を1年間継続したとき

死亡又は障害により償還することができなくなったとき

長期間所在不明で返還が困難と認められる場合であって履行期限到達後に返還を請求した最初の日から5年経過

償還猶予：災害、疾病、負傷その他やむを得ない事由があるとき、その事由が継続する期間

実施主体等

- 実施主体が都道府県又は指定都市の場合：9 / 10（国9 / 10、都道府県又は指定都市1 / 10）
- 実施主体が都道府県又は指定都市が適当と認める民間法人の場合：定額（9 / 10相当）
※ 都道府県又は指定都市は、貸付実績に応じて1 / 10相当を負担（特別交付税措置）

【実績】

令和6年度貸付件数

1,883件

住宅支援資金貸付事業

母子・父子自立支援プログラムの策定を受け、自立に向けて意欲的に取り組んでいる児童扶養手当受給者に対し、原則12か月に限り、入居している住宅の家賃の実費（上限4万円）を貸し付ける事業を実施している。
（令和3年創設）

<貸付実績>

	貸付件数
令和4年度	1,729件
令和5年度	2,283件
令和6年度	1,883件

※厚生労働省子ども家庭局、こども家庭庁支援局調べ

※報告誤りがあったため、令和5年度の貸付件数を修正（令和8年3月）

＜母子父子寡婦福祉貸付金＞ 令和8年度予算 11億円（14億円）

事業の目的

- 母子父子寡婦福祉資金は、配偶者のない女子又は配偶者のない男子であって現に児童を扶養しているもの等に対し、その経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、あわせてその扶養している児童の福祉を増進することを目的としている。
- 母子及び父子並びに寡婦福祉法の規定に基づき行われている。

事業の概要

【貸付対象者】

- ① 母子福祉資金：配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの（いわゆる母子家庭の母）、母子・父子福祉団体 等
- ② 父子福祉資金：配偶者のない男子で現に児童を扶養しているもの（いわゆる父子家庭の父）、母子・父子福祉団体 等
（平成26年10月1日より）
- ③ 寡婦福祉資金：寡婦（配偶者のない女子であって、かつて配偶者のない女子として児童を扶養していたことのあるもの） 等

【貸付金の種類】

- ①事業開始資金、②事業継続資金、③修学資金、④技能習得資金、⑤修業資金、⑥就職支度資金、⑦医療介護資金、⑧生活資金、⑨住宅資金、⑩転宅資金、⑪就学支度資金、⑫結婚資金（計12種類）

【貸付条件等】

- 利 子：貸付金の種類、連帯保証人の有無によって異なるが、無利子または、年利1.0%
- 償還方法：貸付金の種類によって異なるが、一定の据え置き期間の後、3年～20年

実施主体等

【実施主体】 都道府県・指定都市・中核市

【負担割合】 国2／3、都道府県・指定都市・中核市1／3

【貸付実績（令和6年度）】

- | | | |
|-----------|---------------------|----------------------------|
| ① 母子福祉資金： | 88億2,075万円（14,951件） | ※貸付金の件数・金額とも約9割が、児童の修学資金関係 |
| ② 父子福祉資金： | 6億7,664万円（1,053件） | |
| ③ 寡婦福祉資金： | 2億2,260万円（304件） | |

＜母子家庭等対策総合支援事業費補助金＞ 令和8年度予算 203億円の内数（180億円の内数）

事業の目的

- ひとり親家庭等は、就業や家事等日々の生活に追われ、家計管理、育児及び自身やこどもの健康管理など様々な面において困難に直面することから、生活に関する悩み相談、家計管理・育児等に関する専門家による講習会等を実施することにより、ひとり親家庭等の生活の向上を図る。

事業の概要

【拡充内容】

- 補助単価について1自治体あたりから1か所あたりに拡充。
- 1の事業において、これまでの対象者に加え、離婚前の困難に直面している母又は父も対象とする。
- 2の事業において、民間賃貸住宅やNPO法人等が運営するシェアハウス等の積極的な活用を図る。

1 ひとり親家庭等生活支援事業（生活支援）

（1）相談支援事業

育児や家事、健康管理等の生活一般に係る相談に応じ、必要な助言・指導や各種支援策の情報提供等を実施する。
また、地域の実情に応じて、地域の民間団体の活用等による訪問・出張相談、同行支援や継続的な見守り支援を実施する。

（2）家計管理・生活支援講習会等事業

家計管理、育児や養育費の取得手続等に関する講習会の開催等を実施する。

（3）情報交換事業

ひとり親家庭が互いの悩みを打ち明けたり相談しあう場を設け、ひとり親家庭の交流や情報交換を実施する。

※学習支援事業については、ひとり親家庭学び直し支援事業（旧 ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業）に再編・統合。

2 ひとり親家庭地域生活支援事業（住まい支援）

離婚前後において、一定期間、母子生活支援施設の他、民間賃貸住宅、シェアハウス等を活用し、離婚後の住まい・就業の支援や、同居する親子関係の再構築を含めた家庭・生活環境を整える支援を行う。

実施主体等

【実施主体】 都道府県、指定都市、中核市、市町村（特別区を含み、指定都市及び中核市を除く） ※事業の全部又は一部を民間団体等に委託可

【補助率】 国：1/2、都道府県・指定都市・中核市：1/2
国：1/2、都道府県：1/4、市町村：1/4

【補助基準額】 1か所当たり 13,452千円

<母子家庭等対策総合支援事業費補助金> 令和7年度補正予算 2.2億円

事業の目的

- 母子家庭の母又は父子家庭の父の就職を容易にするため、「高等職業訓練促進給付金」等の支給により資格取得の支援を行っているが、個人の状況によっては、就職・転職や正規雇用等につながりにくい場合や、就職しても子育てとの両立に困難を抱える場合があることが指摘されている。
(就業中のひとり親家庭の母で「資格あり」は65.0%、そのうち「現在の仕事に役に立っている」は67.0% (正規で働くひとり親家庭の母の平均年間就労収入は344万円))
- 資格取得後のミスマッチによる不就業を防ぐとともに、ひとり親支援担当部局と産業振興部局等との連携を通じたひとり親家庭の職域拡大を図るため、就職・転職の準備段階から就職先の決定、就職後のフォローアップまでの支援を一体的に行うモデル事業を短期集中的に実施し、成果を横展開する。
 - 人手不足となっている分野・企業とのマッチング等地域の実情を踏まえた就業・定着を力強く支援

事業の概要

<対象者> 母子家庭の母又は父子家庭の父

<事業内容> 以下のような取り組みが考えられるほか、自治体独自の創意工夫を凝らした実効性のある取り組みを幅広く補助対象とする

取組例 1

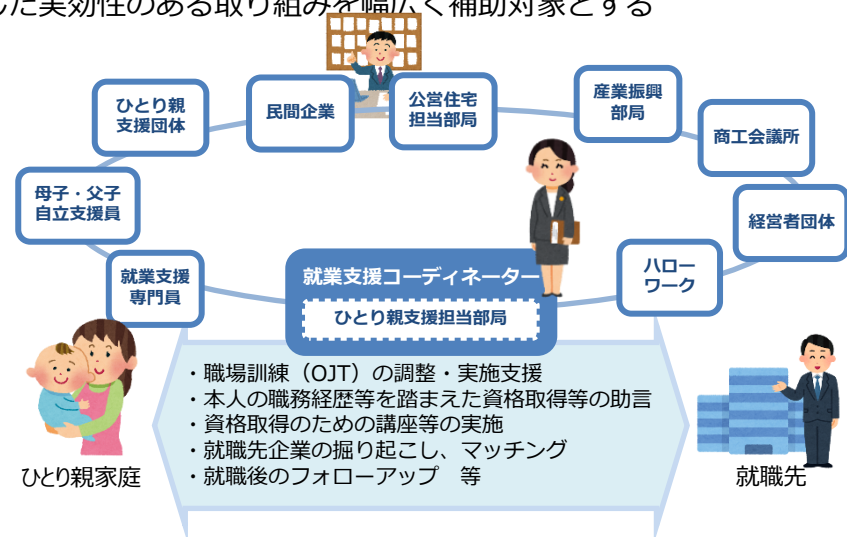
就業支援コーディネーターによる就業支援

- ケース①：あらかじめ就職先を決定した上で、試用期間における職場訓練(OJT)の実施支援や正式採用に向けた調整、就職後における定着促進のためのフォローアップを実施
- ケース②：本人の意向や職務経歴などを踏まえた資格取得に関する助言などオーダーメイドの就業支援、資格取得のための講座等の実施、就職先のあっせんを行う

取組例 2

生活基盤の安定や定着促進のための伴走支援

民間賃貸住宅の低廉貸付や公営住宅の優先入居などにより生活基盤の安定を図りながら、ひとり親の雇用に積極的な企業への就職や、より稼働所得の高い企業への転職等の挑戦を後押しし、就職後も定着促進のための伴走支援を実施



実施主体等

【実施主体】 都道府県、市（特別区を含む）福祉事務所設置町村 ※民間団体への委託可 【補助率】 国：10/10

【補助基準額】 都道府県・指定都市：41,000千円、市（指定都市を除く）・福祉事務所設置町村：28,000千円（いずれも1自治体あたり）

生活基盤の安定化支援を実施する場合【加算措置】：9,360千円

児童自立生活援助事業の概要

1. 目的

次に掲げる者に対しこれらの者が共同生活を営むべき住居その他内閣府令で定める場所における相談その他の日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援（以下「児童自立生活援助」という。）を行い、あわせて児童自立生活援助の実施を解除された者に対し相談その他の援助を行う事業。（児童福祉法第6条の3第1項）

- ・ 義務教育を終了した児童又は児童以外の満20歳に満たない者であって、措置解除者等（第27条第1項第3号に規定する措置（政令で定めるものに限る。）を解除された者その他政令で定める者をいう。以下同じ。）であるもの
- ・ 満20歳以上の措置解除者等であって内閣府令で定めるもののうち、学校教育法第50条に規定する高等学校の生徒であること、同法第83条に規定する大学の学生であることその他の内閣府令で定めるやむを得ない事情により児童自立生活援助の実施が必要であると都道府県知事が認めたもの

2. 実施主体

都道府県、指定都市、児童相談所設置市

3. 実施場所

(1) 児童自立生活援助事業所Ⅰ型

法第6条の3第1項に規定する共同生活を営むべき住居（自立援助ホーム）

(2) 児童自立生活援助事業所Ⅱ型

母子生活支援施設、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設

(3) 児童自立生活援助事業所Ⅲ型

小規模住居型児童養育事業を行う住居（ファミリーホーム）、里親の居宅

4. 設備

(1) 児童自立生活援助事業所Ⅰ型、Ⅱ型

- ・ 入居者の居室（一室の定員はおおむね2人以下、一人につき4.95㎡以上、男女別）
- ・ 入居者が日常生活を営む上で必要な設備
- ・ 食堂等入居者が相互に交流を図ることができる設備

(2) 児童自立生活援助事業所Ⅲ型

- ・ なし

5. 入居定員

- (1) 児童自立生活援助事業所Ⅰ型 5人以上20人以下
(2) 児童自立生活援助事業所Ⅱ型 5人以下
(3) 児童自立生活援助事業所Ⅲ型 ファミリーホームの場合：6人以下（委託児童を含む。）
里親の場合：4人以下（委託児童を含む。）

6. 事業所数、定員、現員数

施設種別	事業所数	定員	現員数
Ⅰ型	369か所	2,345人	1,465人
Ⅱ型	58か所	132人	93人
Ⅲ型	204か所	766人	224人

(※1) 家庭福祉課調べ（令和6年10月1日現在）

7. 職員配置について

- (1) 児童自立生活援助事業所Ⅰ型の場合

管理者（指導員を兼ねることができる。以下同じ。）、指導員、自立支援担当職員（加算職員）、個別対応職員（加算職員。ただし、個別の対応が必要であると都道府県知事等が認めたこどもがいる場合に限る。）

【指導員の配置（単位：人）】

入居定員	6人まで	7～9人	10～12人	13～15人	16～18人	19～20人
指導員数（補助員を含む）	3以上	4以上	5以上	6以上	7以上	8以上
必置指導員数	2以上	3以上	4以上	5以上	6以上	7以上

- (2) 児童自立生活援助事業所Ⅱ型の場合

管理者、指導員

【指導員の配置（単位：人）】

入居定員	2人まで	3～4人	5人
指導員数（補助員を含む）	1以上	2以上	3以上
必置指導員数	1以上	2以上	2以上

- (3) 児童自立生活援助事業所Ⅲ型の場合

なし

〈安心こども基金を活用して実施〉

事業の目的

社会的養護経験者や虐待経験がありながらもこれまで公的支援につながらなかった者等（以下「社会的養護経験者等」という。）の孤独・孤立を防ぎ、社会的養護経験者等を必要な支援に適切につなぐため、設備を整え、相互の交流を行う場所を開設し、必要な情報の提供、相談・助言、これらの者の支援に関連する関係機関との連絡調整を行うとともに、帰住先を失っている場合などに、一時的に滞在し、状況が安定するまでの間、居住支援、生活支援を行う。

事業の概要

(1) 相互交流の場の提供

社会的養護経験者等が集まり、自由に交流、意見交換等ができる場を提供する。

(2) 生活、就労等に関する情報提供、相談支援や助言

社会的養護経験者等が抱えている、日常生活や社会生活、学業等に関する悩み等の相談を受け、必要に応じて助言や情報提供を行う。

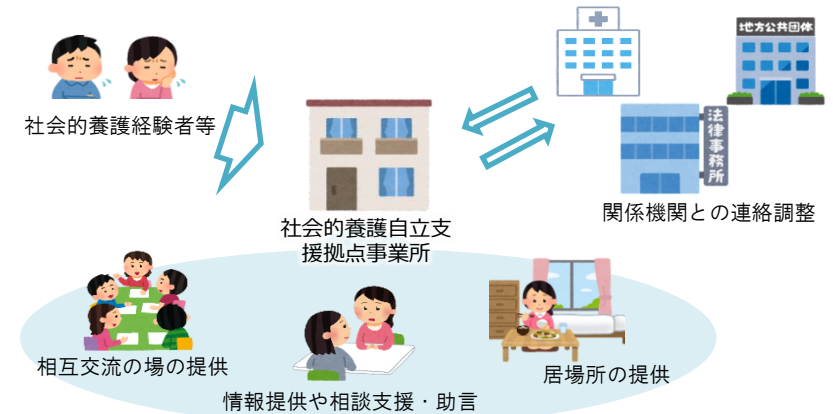
(3) 関係機関との連絡調整

他の福祉サービス、医療的支援、法的支援等を必要とする者については、必要な支援への連携を行う。

(4) 一時避難的かつ短期間の居場所の提供

社会的養護経験者等が帰住先を失っている場合などに、一時的に滞在し、状況が安定するまでの間、居住支援、生活支援を行う。

※ (1)～(3)は実施を必須とし、(4)は地域の状況等に応じた実施を可能とする。



実施主体等

【実施主体】 都道府県、指定都市、児童相談所設置市

【補助率】 国：1/2、都道府県・指定都市・児童相談所設置市：1/2

【補助基準額】

区分	内容	単位数	単価	加算内容	単位数	単価
ア 基本分	1 か所当たり	23,794千円	工 就労相談支援の回数に応じた加算			
	・ 支援コーディネーター 1人		・ 支援回数1201回～2400回の場合	1 か所当たり	2,494千円	
	・ 生活相談支援員 1人		・ 支援回数2401回以上の場合	1 か所当たり	4,988千円	
	・ 就労相談支援員 1人		オ 心理療法担当職員加算			
	・ 相互交流費用		・ 職員を配置する場合	1 か所当たり	6,955千円	
イ 生活相談支援員配置加算	1 か所当たり	5,166千円	・ 上記以外の場合（嘱託契約等）	1 か所当たり	887千円	
	・ 職員を2人配置する場合		カ 法律相談対応準備加算	1 か所当たり	2,113千円	
ウ 生活相談支援の回数に応じた加算	1 か所当たり	2,494千円	キ 開設準備経費加算	1 か所当たり	4,000千円	
	・ 支援回数1201回～2400回の場合		ク 賃借料加算	1 か所当たり	3,000千円	
	・ 支援回数2401回以上の場合		ケ 自立生活支援加算	1 か所当たり	2,599千円	

(※) 社会的養護自立支援拠点事業所に対する、一時避難的かつ短期間の居場所での夜間の見守り・緊急対応への体制強化及び自立支援の環境整備に必要な経費の補助については、児童養護施設等体制強化事業（児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金）により実施。

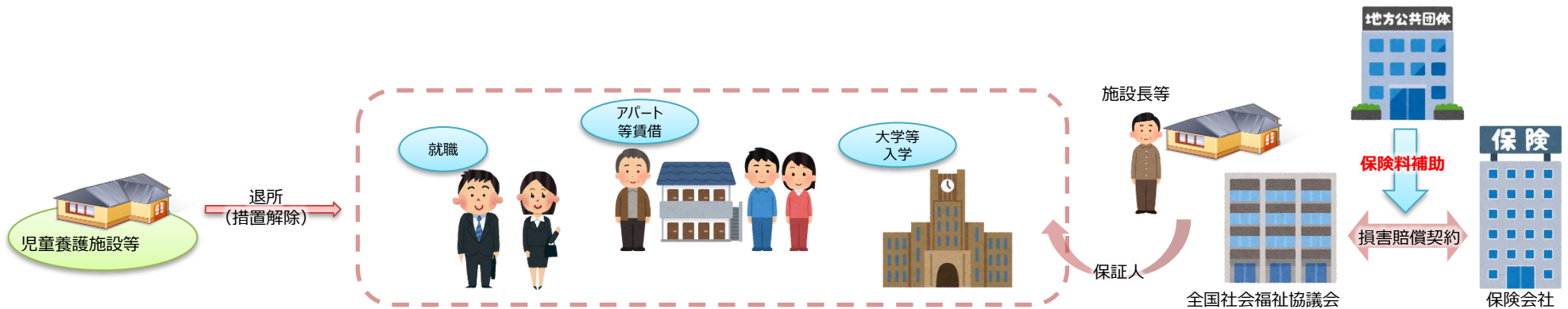
＜児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金＞ 令和8年度予算 206億円の内数（207億円の内数）

事業の目的

こども等の自立支援を図る観点から、児童養護施設等に入所中又は退所したこども等や、里親等に委託中又は委託解除後のこども等に対し、就職やアパート等の賃借、大学等へ進学する際に施設長等が身元保証人となった場合の損害保険契約を全国社会福祉協議会が契約者として締結することにより、身元保証人を確保し、これらの者の社会的自立の促進を図る。

事業の概要

児童養護施設等を退所するこどもが就職したり、アパート等を賃借する際に、施設長等が身元保証人となる場合の損害保険契約を全国社会福祉協議会が契約者として締結する。その保険料に対して補助を行う。



実施主体等

【実施主体】 都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市、市及び福祉事務所設置町村

【補助率】 国：1/2、都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市：1/2

国：1/2、都道府県：1/4、市・福祉事務所設置町村：1/4

【補助基準額】 ①就職時の身元保証	年間保険料：10,560円
②賃貸住宅等の賃借時の連帯保証	年間保険料：19,152円
③大学・高等学校等入学時の身元保証	年間保険料：10,560円
④入院時の身元保証	年間保険料：2,400円

〈児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金〉令和7年度補正予算 4.3億円

事業の目的

- 児童養護施設退所者等が住居や生活費など安定した生活基盤を確保することが困難な場合等において、全ての都道府県で家賃相当額の貸付や生活費の貸付、資格取得費用の貸付を着実にを行うことにより、これらの者の円滑な自立を支援する。

事業の概要

(1) 就職者

就職により児童養護施設等を退所した者等であって、保護者がいない又は保護者からの養育拒否等により、住居や生活費など安定した生活基盤の確保が困難又はそれが見込まれる者

【家賃支援費貸付】

貸付額：家賃相当額（生活保護制度における当該地域の住宅扶助額を上限）

貸付期間：2年間

(2) 進学者

大学等への進学により児童養護施設等を退所した者等であって、保護者がいない又は保護者からの養育拒否等により、住居や生活費など安定した生活基盤の確保が困難又はそれが見込まれる者

【家賃支援費貸付】

貸付額：家賃相当額（生活保護制度における当該地域の住宅扶助額を上限）

貸付期間：正規修学年数

【生活支援費貸付】

貸付額：月額5万円（医療機関を定期的に受診する場合、貸付期間のうち2年間まではさらに医療費などの実費相当額を追加）

貸付期間：正規修学年数

(3) 資格取得希望者（児童養護施設等に入所中又は退所した者、里親等に委託中又は委託解除された者）

【資格取得支援費貸付】 貸付額：25万円

※ 5年間の就業継続を満した場合には貸付金は返還免除（資格取得貸付は2年間の就業継続で返還免除）

※ 児童養護施設等の退所又は里親等の委託解除から5年が経過するまでの間、貸付の申請が可能

実施主体等

【実施主体】 都道府県又は都道府県が適当と認める民間法人

【補助割合】 定額（国：9/10相当） ※都道府県は、貸付実績に応じて1/10相当を負担